

令和7年度日本遺産「国境の島」ナビゲーター育成業務に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

	質問	回答
1	公告 P2 について 「5 参加申込の方法等」「7 企画提案書の提出方法等」 上記どちらの欄にも、提出物として「関係書類」という記載があるが、「関係書類」は2回提出をする必要があるということではなく、9月18日〆切「参加申込」のタイミングでのみ提出が必要という理解で良いか。 ※「関係書類」＝別紙の「添付書類」一覧の書類と理解したが、別紙、「実施要領」の P1 の「5 企画書提案書の作成および提出」の欄には「関係書類」という文言は入っておらず、「公告」のほうには、9月18日・9月30日どちらの記載にも「関係書類」との記載があるため念のため確認したい。	参加申込（9月18日〆切）には下記を提出してください。 ・参加表明書（様式1） ・誓約書（様式2） ・印鑑届（様式3） ・添付書類（財務関係明細書、営業概要書、都道府県税に関し未納がないことを証する証明書、消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）） 企画提案書（9月30日〆切）には下記を提出してください。 ・企画提案書（企画提案書作成要領に基づき作成）
2	「再委託」については、特に記載がないため、再委託に関しての制限はないと理解してよいか。	本県の委託業務においては、再委託は原則として禁止しております。また、契約書において、「委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により長崎県知事の承諾を得たときは、この限りでない。」と再委託の禁止に関する事項を盛り込む予定です。
3	仕様書 P2 に記載の「講座」や「現地研修」の旅費等について、発注者（長崎県職員様等が参加される場合）の旅費は、本事業費には含まないという理解でよいか。	発注者（長崎県職員）の旅費は本事業費に含まれません。